

名古屋市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例をここに公布する。

令和 7年 7月18日

名古屋市長 広 沢 一 郎

名古屋市条例第54号

名古屋市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第 1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第 164号）第34条の16第 1項の規定に基づき、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(設備及び運営に関する基準)

第 2条 前条の基準は、この条例に定めるもののほか、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和 7年内閣府令第 1号。以下「府令」という。）の定めるところによる。この場合において、次の表の左欄に掲げる府令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第 5条第 1項	乳児等通園支援事業者は	乳児等通園支援事業者は、 なごや子どもの権利条例（
----------	-------------	------------------------------

		平成20年名古屋市条例第24号) の理念にのっとり
第21条第 2号	1.65平方メートル以上	3.3平方メートル以上

(防犯及び事故防止)

第 3条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全を確保するため、防犯及び事故の防止に関し必要な措置を講じなければならない。

(食料及び飲料水の備蓄)

第 4条 乳児等通園支援事業者は、非常災害に備え、利用乳幼児及び職員の一時的な滞在に必要な食料及び飲料水を備蓄するよう努めなければならない。

(帳簿の保存)

第 5条 乳児等通園支援事業者は、府令第17条の帳簿について、その性質、内容等に応じて市長が定める基準により保存しなければならない。

(暴力団の排除)

第 6条 乳児等通園支援事業者は、その事業の運営に当たっては、名古屋市暴力団排除条例（平成24年名古屋市条例第19号）第 2条第 1号に規定する暴力団を利することとならないようにしなければならない。

(委任)

第 7条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。